

参議院文教委員会會議録第九号

第三百三十六回

平成八年五月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十六日

辞任

橋本 聖子君

補欠選任

馳 浩君

出席者は左のとおり。

委員長

小野 清子君

理事

木宮 和彦君

森山 眞弓君

山下 栄一君

三重野 栄子君

井上 裕君

釜本 邦茂君

世耕 政隆君

田沢 智治君

馳 浩君

石田 美栄君

菅川 健二君

浜四津 敏子君

林 寛子君

上山 和人君

鈴木 和美君

阿部 幸代君

堂本 暁子君

江本 孟紀君

國務大臣

文部大臣

奥田 幹生君

政府委員

文部大臣官房長

佐藤 禎一君

文部省高等教育局長 兩宮 忠君

文部省学術國際局長 林田 英樹君

文化庁次長 小野 元之君

常任委員会専門員 青柳 徹君

説明員

科学技術庁科学技術政策局政策課長 中澤 佐市君

科学技術庁科学技術振興局研究基盤課長 小田 公彦君

本日の會議に付した案件

○日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野清子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として馳浩君が選任されました。

○委員長(小野清子君) 日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木宮和彦君 本日は、日本学術振興会法一部改正の法律案についての審議でございますので、私、自民党の木宮でございますが、文部大臣はか関係当局者に質問をさせていただきますかと思

時間があり余りませんので十分な質問ができませんので十分な質問ができません

せんけれども、できるだけ端的にひとつお答えをいただければ大変ありがたいと思っております。

最初に、今回の日本学術振興会法の一部改正の中の、新しく未来開拓学術研究推進事業、これを実施するために出資金を百十億ですか、百十のプロジェクトにこれを貸そうと、こういう趣旨のよう

に聞いております。本来は補助金で行うのが妥当だと思いますが、今日のこういう時節でございますので、なかなかシーリングがかかっておつてこれを拡大することができないので、文部省当局

さんとも知恵を絞つてこういう改正に踏み切つたものと私は考えておりますが、これは、単なる財政的な問題でこういうふうに変更するのか、将来にわたつて何かほかにも意図があるし、またほかにもいいことがあるんだよという意味でお考えになつていらつしやいますか。

まず、それを文部大臣、ひとつお答えできまして、ぜひお願いしたいと思つております。

○國務大臣(奥田幹生君) おはようございます。どうぞよろしくきょうは御審議をお願い申し上げます。

今、先生から何かいいことがあるのかというお尋ねでございますが、これによって将来いいことをとか、あるいはほろもうけをしよととか、そういうことではございません。予算の編成は予算の枠内でいきますのが一つの行き方でございますし、それからこういう建設国債のたぐい、今御審議いただいております振興会への百十億円は、

ずっと以前から通産省所管で新エネルギー開発推進機構、通称NEDOと言つておりますけれども、あれと同じスタイルでございます。出資金によつて研究していただく、そうして一つの一定の成果を生んでいただく。これは一つの大きな非常に貴重な国の財産になつてまいりますので、この分配についてもあらかじめ請求権を確保して

おこうというようなことでございまして、別にそれ以外の何かいいことというものは考えておりません。

純粹に科学技術の振興、非常に制約された国の厳しい財政事情のもとでありますけれども、科学技術基礎研究の充実を図つてまいりたいという、そういう一念で文部省と科学技術庁がよく相談をさせていたしまして、ほかにもありますけれども、政府挙げて取り組ませていただきたいということでございます。

○木宮和彦君 私もそう思つて大変この法案には賛成でございますし、ぜひ早く進めていただきたいと、こう思つております。ただ、何せ日本も非常に財政が窮屈でございますし、御存じのように二百四十兆以上の赤字財政でございます。

今回の法律によりますと、出資金ですから、国債を売つてその財源を充てて研究をせよと、そしてそれについては、平たく言えばたとえ失敗しても、あるいは成功しても、その過程においてこれが国民の財産になるであらう、こういう意図でやられるらうと、こう思つております。

ただ一点、このお金、例えば一億円なりとか、あるいは五年間でやると言いますから五、六億円、まあ大した金でないといえませんが、それせんが、それによつて例えばバイオで大変新しい品種ができた。そのパテント料、あるいはそれが非常によく売れて、もつた金は一億だけけれども、もうかつた方は二十億も三十億も五十億もあつたという場合には、これは返す必要はないのかもしれないけれども、そこでもつて税金をたくさん納めてもらつと同時に、この振興会へ寄附をするというふうなことも裏では工作ができるのですか、できないのですか、その辺はいかがですか。

○政府委員(林田英樹君) 本事業の研究によりま

して収益が生じた場合の取り扱いの問題でござい
ますけれども、研究によりまして何らかの成果が
出た場合には、一定の割合は資産として日本學術
振興会に蓄積されることを予定しておるとい
うこととございます。

成果のうち、どの程度の割合を學術振興会に帰
属することになるかということにつきましては、
事業の実施方法によって若干いろいろ異なる面も
ございまして、基本的には受託機関や研究
者との契約によって定めるといふような形にな
るかと思っております。

なお、御指摘のような特許収入のようなものが
生じて振興会に蓄積されました資産は振興会の取
入ということになりますので、例えば資本金の欠
損を補てんするというような形の使用というよう
なことを考えておるわけでございます。

○木宮和彦君 科学技術というのは非常に基礎的
なものとの応用的なものとは大きくござい
ますが、三つくらいにこれを大別していきま
すと、まず第一には、やはり理論ですね。これは、系統的に理
論を積み上げていって、そしてある成果を上げる
タイプ。

それから二番目には、体験学習とい
いますか、いわゆるいろんなことを分解したり組
み合わせたりして、それを蓄積したものを統計
的にまとめていくタイプ。

それから三つ目が、直観型と言っ
ちゃなんでしょうが、ひらめき型とい
いますか、夜寝ておいたら急に考
えて、例えば湯川秀樹先生もそう
ですけれども、寝ながら、中間子
というものが自分でもってあるん
じゃないかと、こう思っ
て飛び起きたと、それを書いて、それを一
生懸命理論づけたと、結果、それがあ
るといふことが大体わかったとい
うことでノーベル賞もいただいたと、こ
ういふこともございます。

そこで、今回の未来型の開拓研究の推進事業
というものは、この三つのタイプのうちど
ういうものをターゲットにして、あるい
はどのようところ絞って出資金を出そう
としていらいらっしゃるの

か、局長で結構でございますが、文部省として
あるいは學術振興会としてそれをどう考
えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ね
をしたいと思います。

○政府委員(林田英樹君) 研究の内容に
応じていろいろな分け方があるん
だろうと思うわけでござい
ますけれども、先生の御指摘も
ごもっともな分類であらうかとい
うふうに思います。

今回の私どもの研究そのものにつ
きましては、「學術の応用に関する研究」と
いうことを目的として行おうとい
うものでございます。各省庁でい
ろんな特殊法人を使いまして今
回の制度ができるわけにござい
ますけれども、文部省の行いま
す事業は、學術の応用に関する
ものではございまして、基本的
には大学の研究者が主として
真理を追求するというような形
で行われますような、大学の学
術研究ということを中心に行
おうということでございます。

したがって、先ほどのお分けにな
った形の、すぐそれに答える形
はなかなか難しいうござい
ますけれども、主として基礎
的な研究に重点を置いた学
術的研究を応援する形で、そ
ういふ点に重点を置いて推
進してまいりたいと思つてお
ります。

○木宮和彦君 學術、科学とい
うことになりますと分野が非
常に広がりますね。私は、でき
ましたら、応用も大事でござ
いまして、応用の方は農水省
とかあるいは通産省である
とかあるいは科学技術庁
であるとか、それぞれこうい
うプロジェクトを持つてい
ろんなお金もつぎ込んでいら
っしゃると思いますが、日本に
今一番足りないのは創造的な
研究といふことか、そういう
ものが非常に多くあると思
います。そういう意味で、局
長お話しのとおり、大学に
限りませぬけれども、できた
ら大学でも一部の国立大学
あるいは旧帝大だけは民間
の研究、あるいはひらめきの
ときには受け皿が個人でも
いいんじゃないかと私は思
うんで

す。

これは、今後これを生かす
ためには、直轄方式とかある
いは委託方式とかいろいろ
あるようにございまして、実
際に金を分配するときの過
程といふことか、どうい
うふうにして審査され、あ
るいはこれは公募なのか非
公募なのか、あるいはそ
ういふ研究をどこへ門を
たたけば考えていただける
のか、そこら辺もきちっと
しておかないと、私は一番
大事なことは、いいものに
金をつけると同時に、どこ
でどういふ研究をやっている
かということ、少なくとも
国の金なんですから、これ
はやっぱり透明性を持って、
どこにどういふふうにして、
その経過がどうなっている
かということ、明白にしない
と私は非常にまずいと思
うんです。その辺、もしお
考えがございましたらひと
つお答えをいただきたいと、
こう思います。

○政府委員(林田英樹君) 今回
新たに実施をしようとして
おります未来開拓研究推進
事業は、出資金による事業
でありますことから、将来
の実用化につながることを
期待されるというねらいが
一つございまして、しかし、
先生御指摘のように、文
部省の実施いたします研究
でございまして、學術研究
につきましてもその応用
的な研究をやるということ
でございまして、私も従
来から「學術の応用に関
する研究」という場合には、
いわゆる基礎研究、応用研
究、開発研究という場合
の応用研究のみならず、い
わゆる基礎研究の部分でも
応用的な部分は含まれる
というふうな考え方でいた
しておりますので、将来
の実用化につながるという
ことを目的としながら、
できるだけ基礎研究の性
格の強いものに私どもと
しては重点を置いていき
たいと思っております。

それから、この事業の研
究対象者でございまして
けれども、この事業が學
術研究を推進するとい
うこととございまして、
研究代表者につきま
しては、大学や大学共同
利用機関、それから民間
學術研究法人の研究者
に絞って対象にいたし
たいと思っております。も
ちろん、研究協力者等
につきましてもいろいろ
な方にお入りいただ

けるという形にはして
ございまして、研究
代表者につきま
してはそういう
方々を対象に
したいと思つ
ております。御
承知のとおり、
他省庁におき
ましてはもう少
し幅広い研究
制度もあるわ
けでございま
すので、文部
省がねらいま
すものは当面
そういう対象
に絞った形で
運営をしてい
きたいと思つ
ております。

それから、研究分野につ
きましては、出資金の格
格上、当面は理
工学、生命科学、
それから人文・
社会科学を含む
複合分野とい
うような形の分
野を考えてお
ります。

それから、審査の透明
性という点につ
きましては、私
どもも十分配
慮してまいら
なければなら
ないと思つて
おります。今
回の出資事業
につきま
しては、他省
庁の部分が
大学の研究
費として使
われるとい
うこと、そ
れから文部
省では公募
方式で既に
科学研究費
というものが
大変幅広く
使われている
というふう
なこともござ
いまして、文
部省の今回
の出資事業
の研究プロ
ジェクトの選
定に当たり
ましては、日
本學術振興
会に設置さ
れます事業
委員におき
まして、研究
分野の重要
性や社会の
ニーズ、研
究成果の見
通しなどを
勘案しながら、
各研究分野
の研究推進
計画を立て
て、その中
でふさわしい
研究プロ
ジェクトが
選定される
というふう
な形でや
っていき
たいと思
つてお
ります。

審査に当た
る事業委員
会の構成メ
ンバーや審
査基準は
できるだけ
速やかに公
表し、採
択された
プロジェクト
やその代
表者につ
いては、採
択後公表
するなど、
審査の透
明性の確
保に努め
てまいり
たいと思
つてお
ります。

○木宮和彦君 たい
だいまの答
弁で大変
私も安心
したと言
うとおか
しいです
けれども、
ぜひひとつ
は、皆様
方の御協
力と英知
を傾けな
ければ成
果は上が
らないと
思つてお
ります。こ
れはやむ
を得ない
ことで、
成果が上
がるつも
りだっ
たけれど
もだめだ
という

ことはしばしばあることでございます。

アメリカあたりではベンチャービジネスにいわゆるステータスを持った金持ちが融資して、あるいはだめだったらもうしようがない、そのかわりうまくいったらそれはちゃんと倍返し、三倍返ししてもらおうというような、そういう豊かな国でございます。日本には、税制上のこともありますが、そういう意味で国がそれを肩がわりするように、ひとつベンチャー的な要素もたくさん入れて配分をしていただきたいと思います。

それで、百十億あればそれを均等に一億ずつというんじやなくて、重要で金が必要なのはたとえ半分以上でもこれはやむを得ない、あとの残りをたくさん分けるということもあり得るだろうと思われ、そういう点はぜひひとつ、一番大事なことは、振興会の会長さん以下スタッフがどのくらい日本の科学技術あるいはその応用あるいは基礎研究というものに対しての総合的な理解を持っているかということが私は非常に大事なことでございます。

今、生命科学の問題、あるいは工業技術の問題、あるいは人文的な問題ということで三つくらいに分類されましたけれども、私は特に人文的なこと、あるいは生命科学のこと、これから人類はどこまでもつのかというのはいずれも研究していかないと思いません。あるいは食糧は本当に、今六十億ですか、これがまたもつとふえたり、あるいはそれが日本人と同じような食生活をできるようになったら一体地球はもつのかとか、あるいは環境的な問題で、大気あるいは水質などが汚染されて果たしてこれで人類がもつのかとか、単に科学だけを、あるいは技術だけを、あるいはそういう便利なことだけを研究するのではなくて、人類そのものの生存が、あるいは国が、戦争なくしてもやっつけていけるような、そういう研究というものも私は科学技術以上に時と場合には必要じゃないかなと、こう思います。

この問題はなかなか答えづらいとは思いますが、もし御意見がありましたら、簡単にひとつお話しただきたいと思えます。

○政府委員(林田英樹君) 今回の出資金というものがその性格上できるだけの成果を上げられるようにということをおねがひしてもおるわけでございませぬ。私どもの大臣から申し上げました提案理由の中でも、「豊かな国民生活の実現」でございます。社会、経済の発展に資する新産業の創出」でございます。今御指摘ございました「地球規模問題の解決などをもちた創造性豊かな学術研究を積極的に推進することが極めて重要となっております」ということを申し上げておるわけでございまして、このような意図が研究内容そのものに反映されるように十分工夫してまいりたいと思っております。

○木宮和彦君 ひとつ、せっかくこの法律が成立しました。これは実のある成果がぜひとも上げられますように心から激励とお祈りをいたしまして、私の質問を終わりますが、最後に、もし何か御感想がありましたら、大臣に一言承って、終わりたいと思えます。

○国務大臣(奥田幹生君) 今、局長から答弁しましたとおり、これからどんだん地球の上では人口がふえてまいります。去年の十一月に大阪で開かれました十八カ国参加のAPEC、あそこでも非常に大事な問題として指摘されました人口増に伴います食糧問題、それからエネルギー問題、ついでにはまた水の問題、これが中長期的に見まして人類が安心して生活していくためには非常に大事なことで、そういうたいのみの研究に貢献していただくことが非常に大事になってまいるのであるかろうかと思っております。

ただしかし、それだけじゃございませぬで、何十年前に湯川秀樹博士が中間子論を提唱された、これは非常に基礎知識を十分お持ちでございましたからばつと瞬間的に思いつかれたことが非常に図に当たってああいう大論文になったわけ、そういうことも大事でございます。また、四

十年ほど前でございますが、もうこれ以上生命の本態は追求しようがないとまで生化学の世界で言われておりましたDNAとRNA、今や遺伝子の組みかえというものはもう簡単にできるような時代になっておりますから、そういう問題についても、さらなる発展のためにはこういう新しい百十億円が非常に大きく役に立っていくのではなからうかかと、私はそういうように大変大きな期待を寄せております。

○木宮和彦君 終わります。

○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩でございます。

今回の改正の最大の目玉と申しますのは、日本学術振興会に出資する百十億円により運営される未来開拓学術研究推進制度であるということでございます。昨年成立いたしました科学技術基本法とも関連いたしますが、我が国は二十一世紀の大国家戦略として「科学技術創造立国」を掲げています。

しかし、これは日本だけではありません。アメリカでは九四年にクリントン大統領とゴア副大統領の連名の報告書「国家利益のための科学」を発表しています。イギリスでは九五年五月に専門家一人一人へのアンケートをもとにして「技術予測プログラム」をまとめまして、今後十年から二十年後に産業化可能な技術を選定するとあります。あるいは、フランスにおきましては九五年七月に「二〇〇〇年におけるフランスの産業のための百のキーテクノロジー」をまとめております。

この諸外国と比べましても、今回の制度というのがより一層日本として拡充充実されなければいけないものだと思っておりますけれども、どうもスケールが小さいようでございます。その理由といえますのが、文部省や科学技術庁、通産省等の六省庁がばらばらで科学技術の振興事業をやっております、統一的な戦略がないからというふうに批判を受けております。ある意味では縦割り行政の弊害というふうに見られております。

そこで、大臣に質問させていただきます。

現在、科学技術会議に諮問されております科学技術基本計画に文部省はより主体的に参画をして、六省庁合同の戦略を立てて、なおかつその上でこの未来開拓学術研究推進制度を位置づけていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥田幹生君) まさに先生がおっしゃるとおりだと私も思っております。とかく経済発展、そのためには、外国からは物まねは日本は非常に上手だなどと言われておりました。日本は基礎研究から積み上げていくことが大変大事でございます。

そういう反省の上に立って新しく科学技術基本法を制定していただきまして、今、総理を議長といたします科学技術会議で、さあこれからとります。五年間どういふ肉づけをして進めていこうかということをお検討いただき、近々それが結論を出していただくようでございます。今お願いしております案件は、まさにそのはしりといえます。どうか、私はそういうように理解をしておるわけでございます。

六省庁とおっしゃいましたが、その事務局長を文部省は務めておまして、科技厅だけじゃございませぬで、あとの四つの役所、通産、農水、厚生それから郵政、こういうものとも十分に連絡をとった上で今度のこの百十億円のスタートをさせていたいただくということでございまして、これからほとんどんじやなものが軌道に乗って誕生していくんじやなからうかと思っております。

○馳浩君 文部省のより一層の指導的な役割を期待しております。

それから、省庁の利害調整機関にすぎないとの批判があります。科学技術会議、これを国全体の科学技術政策を打ち出すための戦略的政策決定評価機関として活性化していくべきではないかという意見がありますが、それに関してはいかがでしょうか。

○説明員(中澤佐市君) 科技厅の政策課長でござ

先生、今まさに御指摘いただきました国全体としての科学技術政策、あるいは統一な戦略というお言葉を先生お使いになられました。まさにそれが現在、総理からの諮問を受けて科学技術会議で策定中の科学技術基本計画というものに具体化されていくのではないかと我々は思っております。

科学技術庁は、今、奥田文部大臣からもございましたように科学技術会議の事務局でありますけれども、大学における研究につきましては文部省さんと一緒に事務局をやらせていただいておりますし、ほかの四省庁も含め科学技術を所管する関係省庁とも密接な連携協力をとりながら、事務局としてそういういい基本計画をつくり上げられま

す。よう現在努力をしているところでございまして、この基本計画が今後の我が国の科学技術政策の統一なものとしていいものとなっていくように努力していきたいと思っております。

○馳浩君 私は利害調整機関という批判があると言いましたけれども、これは新聞に出ておったんですが、私は利害調整をするのは当たり前だと思

うんです。これは批判を受ける筋合いのものではないと思っております。各省庁で得意分野があると思っておりますので、存分に各省庁の力を発揮していただいで有効に出資金が使われることを私は期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

の増額ということを目指していかれるのでしょうか。

○政府委員(林田英樹君) これは今後の予算をどうまとめたいかということにかかわりますので、現在の段階で必ずしも確かなことを申し上げにくいところがあるわけでございまして、先方も御指摘ございましたように、このプログラムは同一研究プログラムを原則として五年間程度継続するということになっておりますので、仮に同じ予算がそのままでございまして、五年間新たな課題が採択できないということになるわけでございまして、私も担当局といたしましては、できれば同じく規模の新規採択でもできるようなことを目指して、ぜひ何とか今後の充実に図っていくように努力していきたいと思っております。

○馳浩君 よろしくお願いしたいと思っております。

そこで、今回の百十億円は建設国債で賄われるということですが、どの時点で赤字国債と異なるのでしょうか。

道路や橋の建設とは違っていて、科学技術の発展によりまして得られた成果というのはそんなにはつきりと目に見えるものでもないと思っております。という観点から、この研究成果の知的所有権の帰属は日本学術振興会になるのでしょうか。確認の意味で、この知的所有権はどこに存在するとい

ふうに考えていったらいいのですか、位置づけというものをお伝え願いたいと思っております。

○政府委員(林田英樹君) 出資金によりまして研究成果の知的所有権の帰属の問題でございまして、けれども、まず直轄方式と委託方式で若干異なる面があるわけでございまして、現在考えておりますやり方で申しますと、日本学術振興会のみならず研究を行う直轄方式の場合には、原則として振興会に研究成果が帰属するというふうに考えておるわけ

でございます。

それから次に、振興会が国立大学等に研究を委託する場合でございまして、この場合は当該国立大学に研究を委託するわけでございまして、けれども、その国立大学と研究者個人の関係ということについては見ますと、今の私どもの指導方針によりまして、研究者個人ではなくて、委託を受けた国立大学に原則として研究成果が帰属するということになるわけでございまして、

その上で、その国立大学、国と委託者であり振興会の関係について見ますと、この金額が出資金事業であるということ踏まえて、振興会にできるだけの多くの研究成果を蓄積しようということを考えておるわけでございまして、研究交流促進法によりまして、両者が研究成果の二分の一ずつを共有することが可能というふうな仕組みもございまして、いわゆる国、大学と委託者であり振興会とで、両者の持ち分に関しては共有というふうな考え方を現在とっておるところでございまして、

○馳浩君 共有ということでございますけれども、研究者自身あるいはその研究者の所属する大学や研究所等の機関、あるいは日本学術振興会、その割合というものをこれからもしかししたら詰めていかなきゃいけないのかなという気もいたしますけれども、その点、個人的にはより研究者にその権利が帰属となりますようにお願いを申し上げておきます。

次の質問に移ります。

日本学術振興会が研究主体となりますのは今回の改正の目玉の一つですけれども、いわゆる直轄方式と委託方式ではどちらが経費がかかるのでしょうか。どう考えても、より効率的に出資金を使うには委託方式の方がお金がかからなくて済むのではないかと、より多くの研究テーマに対して出資できるのではないかなというふうに考えられますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(林田英樹君) 確かに、御指摘のように、今回直轄方式と委託方式の二つを想定した制度改正をお願いしておるわけでございまして、直轄方式でやります場合には、振興会が自分で施設や研究者を保有しているわけではござい

ませんので、これらのための経費もかかるであろうというふうなことを想定いたしますと、直轄方式の方が経費としてはかかることが通常であろうかというふうな思われたいと思っております。

そういうこともございまして、今回の制度では主として委託を中心に運営をしていくということを考えておるわけでございまして。しかし、事柄によりまして直轄でやる場合も可能性などはしな

いということもございまして、研究の性格上直轄でやった方がいい場合にはそれも可能なような仕掛けをお願いしておるということでございます。

○馳浩君 次の質問をいたします。

今回の改正で、「学術の応用に関する研究を行うこと」を日本学術振興会の目的としておられますけれども、ここでちょっとまとめてお伺いいたします。

科学技術の研究には、基礎研究、応用研究、開発研究ということがございますが、この中において今回の「学術の応用に関する研究を行うこと」というのはどういう位置づけがされるのかという点が一。

もう一つは、この応用研究というのが平成七年度までの科学研究費補助金に言う試験研究という関係があるのかということの違いをお尋ねいたします。というのは、出資金の使道の明確化という意味で、私は余り科学技術に詳しくはないのですが、言葉の定義と申しますか、そういったものの位置づけが必要なのではないかと思、質問申し上げます。

○政府委員(林田英樹君) 今回の法第一条の目的規定や法第二十条第一項の業務規定に新たに追加されます「学術の応用に関する研究」でござい

ますけれども、これは例がいいかどうかかわりませんが、現在のところ例えば哲学のような直接実用化に結びにくいかと考えられる研究を除きまして

学術研究を広く指しているというふうに解しておるわけでございまして。いわゆる基礎、応用、開発と分けました場合の応用研究はもとよりでござい

ますけれども、基礎研究について見ましても応用的な色彩の強いものはここに入るといふふうにご覧をさせていただきます。

それからもう一方、科学研究費補助金では試験研究というふうな分類を設けておりましたけれども、これと出資金との整理が必要ではないかというふうなこともございましたので、この試験研究のなものは出資金事業で対応可能なものもあるということから、このうち高額な研究については未開拓学術研究推進事業で対応するといふふうな形で出資金事業と科研究費の区分けなんかも行ないうふうなことを進めておるところでございます。

○馳浩君 先ほどもちよつとお伺いいたしましたけれども、「戦略研究」といふ言葉ですね。これは伺いましたら、科学技術庁の方で新技術事業団によりまして戦略的基礎研究推進制度の中にある言葉としても非常にこれからの政策の中に位置づけられる言葉であり、これをもちよつとした研究が必要だということ、科学技術庁に質問申し上げますが、「戦略研究」のこれからの位置づけといふものをどのようにとらえておられるのか、お伺いいたします。

○説明員(小田公彦君) お答え申し上げます。まず、用語についてでございますが、「戦略研究」といふ言葉につきましては、最近、欧米、あるいは昨年の日本学術会議の要望の「高度研究体制の早期確立について」などにおきまして、新しい概念として、将来におきます応用の潜在力に注目いたしました基礎研究と応用開発研究との間の橋渡しをする研究として使われているということ、は我々も承知している次第でございます。

一方、科学技術庁の方で平成七年度、昨年度から立ち上げております戦略的基礎研究推進事業というものは、知的資産の形成に資する基礎研究の充実強化を図ると、こういう観点から、新技術事業団への出資金を活用いたしまして大学あるいは国立試験研究機関等を対象にテーマを公募いたしまして共同研究を実施するといふものでござい

して、本事業におきます戦略的という意味は、いわゆるばらまきを排しまして戦略的視点に立脚して重点化を図るといふ趣旨で使っているわけでございます。

具体的には、科学技術の基礎研究全般を網羅的に対象にするということを行わずに、その時点で科学技術に対する社会的・経済的要請を考慮いたしまして、これを實現するために必要な創造的な研究、例えば新技術あるいは新産業の創出につながるような基礎的研究、あるいは地球環境問題の解決につながるような基礎的研究を重点的、集中的に取り上げるといふ意味で使っているわけでございます。

こういった観点で、昨年度から行っています二つの戦略目標、「未知への挑戦」それから「環境にやさしい社会の實現」といふものを設定いたしました、その下に四つの具体的な研究領域を設定し、公募を行って、現在進めておる次第でございます。

今後とも、その時々社会的・経済的な要請を考慮しながら本事業を運営していきたいと考えている次第でございます。

○馳浩君 よろしくお伺いいたします。

続きまして、研究テーマの選定についてですが、科学技術庁、厚生省、農水省、通産省、郵政省、ほかの五省庁はすべて公募方式をとっておりますが、文部省だけが選定方式。

二つ質問申し上げます。なぜ選定方式をとられたのですか。それから、だれが選定するのでしょうか。

○政府委員(林田英樹君) 選定方式とした理由でございますけれども、先ほどもちよつと触れましたが、文部省では、科学研究費補助金というものは純粋に公募方式の予算を今回お認めいただきまして、一千億円を超える研究費を持つておられるわけでございます。それからまた、今回の各省庁の出資金事業といふものもほぼこれは公募方式によつて行われる。それから、その公募方式によつて行われます経費はかなり大学関係者によつて使

われるといふようなこともあるわけでございます。

したがしまして、これらのことを考えまして、私どももいたしましては、今回の日本学術振興会への出資金によりましては、豊かな国民生活の實現でございますとか地球規模問題の解決、さらには新産業の創出といふような応用的な学術研究を大学などの研究能力を活用して推進するということをねらつておるわけでございます。

したがしまして、この制度におきましては我が国の指導的な研究者などから構成されます事業委員会を振興会に設置いたしまして、研究分野の重要性や社会のニーズなどを勘案した上で、重点的に推進すべき研究分野を選定して、それにふさわしい第一線の研究者に対して自由な発想で独創的な研究プロジェクトを立案実施していただくといふふうな方式をとらうとしておるものでござい

文部省といたしましては、公募方式によりまして科学研究費によりまして、幅広い分野で新たなアイデアを素早く引き上げて研究を実施した上で、それらの中から将来的資産を形成できるような実用化につながる研究を選定して、出資金事業によつて科研究費の研究成果をさらに発展させたり、または大規模に展開させるといふような枠組みを構築することによりまして、両者相まって我が国の学術研究を振興することに効果的ではないかという考え方で行つておるものでございます。

○馳浩君 事業委員会のメンバーが選定するということですが、事業委員会のメンバーはだれが選定するんですか。

○政府委員(林田英樹君) これは、文部省が全体的な制度についての指導をいたしますし、それからこの制度の基本的な事柄につきましては文部大臣の認可事項といふことになっておりますので、文部省といたしまして事業委員会の選定についての大まかな方針をお示しいたしまして、それに従いまして事業の実施主体である日本学術振興会において選定していただくという形になるわけござ

ざいます。

○馳浩君 日本学術振興会の中にある研究推進委員会の中から事業委員会のメンバーが選定されるということをお承りしておりますけれども、そこで、日本学術振興会の役員名簿をいただまして、その学歴を私はずつと見てみましたら、七名のうち京大三名、東大三名、東北大学一名ということなんです。皆さん国公立の大学ということ、これはもしもしたら選定方式をとられたことに少し弊害が出てくるのではないかと懸念を持っております。

と申しますのも、日本学術振興会が実施しております事業である特別研究員制度、これの平成八年度の内定者を見ましたところ、国立大学が千五百七十七名で全体の八八％、私立大学は百十八名で全体の七・八％。それで、出身大学等々を見ましたら、圧倒的に東大が多く、四百七十七名で一番、二位が京大の二百四十七名、三番目が大阪大学の百二十九名、四番目が北海道大学の百八名ということ、ベストテンの中に私学がやつと十番目に早稲田大学が出てきます。

ということ、もうちよつと私学振興の観点から、これは特別研究員の選定といふことの資料なんですけれども、実態はこういうふうになっております。日本学術振興会の役員メンバーは、こういうふうな実態になっておるといふことと、あわせまして、今後の選定の過程におきまして、そういう部分の懸念はないのだろうかといふ質問が一点。

と同時に、要は、より一層私学の研究施設であるとか人材を育成していただきたいということなのでございますから、そういう点の今後の文部省の御配慮、取り組みといふものをお願いしたいといふことで、取り組み積極的な姿勢といふものをお聞かせ願います。

○政府委員(林田英樹君) 御指摘のありました中で、日本学術振興会がやつております特別研究員の私学の割合といふようなことでございましてけれども、御指摘のように、特別研究員の受け入れ機

開別の採用状況を見ますと、私立大学への受け入れ率が八%というふうなことでございまして、私学への受け入れが少ないということは事実でございませぬ。

しかし、この選考方法につきましては、振興会に設置されております審査会におきまして公平かつ厳正に審査されておるわけでございまして、この中で審査員の所属について見ますと、国立大学と私立大学の比率に関しては、現状では全体の約三五%が私立大学所属の委員になっていただいております。この選考方法につきましては、振興会

私立大学関係者が余り採用されていないということの背景を少し考えてみますと、採用内定者の約七割を占めます自然科学系、これは医学系を除いた分野でございまして、これについては見ますと、大学院博士課程への入学者比率が国立の約九割に達して私立が約一割というふうな状況もあるわけでございまして、それから申請そのもので見ますと、国立関係が約八五%に対して私立が約一〇%になっていたというふうなこともあつたわけでございまして、私どもとしては、しかし、私学の関係者、優秀な申請者がより多く応募していただこうな形での一層の関係者への周知などの努力をしなければならぬ課題だと思つておるわけでございませぬ。

それから、私学振興、私学の特に研究プロジェクトに対しまして支援というふうな形では、これは高等局長の方からお答えするのが適切かもしれませぬが、大学におきます研究を推進する面で私学の果たす役割に対する期待は私どもとしては大変大きく持つておるわけでございまして、文部省としても高等教育におきまして本年度から私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業が開始されるというふうなこともございまして、そういう面での文部省としての配慮が続けられておるものというふうな理解をいたしておるところでございませぬ。

○馳浩君 より一層の御配慮をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。援助対象の研究テーマの重複というのは、この事業が国債で賄われていることから絶対避けられるべきだと思つておる。

そこで、関係六省庁が連絡協議会を設けて重複しないように調整するということですが、この仕組みの進捗状況をお聞かせ願ひます。どのような基準で調整をするのか、その概略もあわせて御説明をお願いいたします。

また、関係六省庁の審査員の重複も避けられるべきではないかと思ひますが、この観点からも協議はなされるのでしょうか。

○政府委員(林田英樹君) 関係省庁の連絡協議会でございますけれども、この設置の趣旨は、六省庁の各制度が全体として整合性がとれた形で適切に運営されることが重要であるということから、省庁間の連携体制を整備して各制度の円滑な運用を図ることとするものでございまして、昨年の十月二十七日に発足をいたしております。それで、本年の一月十六日には第二回会合を開催いたしました。また第三回は今月末には開催を予定しているというふうなことでございませぬ。このような中で、具体的にどのような方法、基準で六省庁の各制度間の調整を図るかという点に関しましても検討することをお示ししておるわけでございませぬ。

私どももいたしましては、振興会のこの事業を実施するに当たりまして、各省庁の制度において採択される研究課題と重複しないように留意をするということには御指摘のとおり重要な課題であり、そのように努力したいと思つておる。

したがって、各省庁で行われます事業で、大学に対して研究の委託がなされる場合には、その具体的な研究テーマや研究代表者等の必要な情報を提供いたしまして、これを踏まえて振興会が適切な対象を選ぶようにしてまいりたいというふうな思つておる。

それから、審査員の重複についてのお尋ねでございますけれども、これは今後相談していくべき

課題の一つでございます。この問題はこれからの相談事ではございませぬけれども、御指摘のように、重複を避けたいという考え方と、場合によっては一部は重なつていた方がよいという考え方もあり得るかもしれませんので、これらは目的が今のような観点から適切に行われますように十分相談してまいりたいと思ひます。

○馳浩君 よろしくお願ひいたします。

今回の出資制度での最大の課題というのは研究の評価の問題であると思ひます。この点について質問いたします。

文部省は、九六年の募集分から科研費の交付のための審査方法を大幅に変えたとおられます。この点を詳しく説明していただきたいと思ひます。同時に、この科研費についての見直しは今回の出資事業にも当てはまることでしょうか。同様の審査方法がとられると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(林田英樹君) 科学研究費補助金につきましては、既に報道などされておりますけれども、平成八年度におきまして、一つは研究種目を改正するというところで、先ほども話題になりましたけれども、試験研究等を基盤研究へ統合すること、それから萌芽的研究というふうなものを新たに設けること、それから一部の研究種目につきまして不採択の理由をお示ししていくということ、それからこれまで一部未公表でございました審査員につきまして、審査の終了後、その氏名を公表することとして、審査員全員の氏名を公表するなどの改善を予定しているところでございませぬ。

今回の出資事業につきましては、先ほど御説明いたしましたように、科学研究費の公募方式とは異なり、日本学術振興会に設置され、学術、産業界などの有識者が構成される事業委員会において選定をしていくというふうな形でございますので、必ずしも科研費のやり方というものがそのまま通用する形ではございませぬけれども、これまで研究費の配分につきましてはいろいろ御指摘のあったことにつきましては十分勘案をし、遺

漏れないように改善してまいりたいというふうな思つておる。

○馳浩君 どうかよろしくお願ひいたします。これで終わります。

ありがとうございました。

○石田美栄君 平成会の石田でございます。よろしくお願ひいたします。

今、日本はあらゆる面で大きな転換期を迎えておりました。二十一世紀へのさまざまな課題解決に大きな役割を果たすのは科学技術であろうと思われませぬ。特に、基礎研究の重要性が言われて、昨年十一月に成立した科学技術基本法によって、今この科学技術基本計画の策定に向けて議論が進められておる。

また、このたびの出資金を活用するといった形での、平成八年度から早速基礎研究推進制度として、たゞいろいろ議論されてまいつております、六省庁にわたつて約三百二十億円の資金が提供されるわけですが、基本法元年であります。そして、科学技術基本法制定の精神である基礎研究、すなわちすぐには役立たないかもしれないような地道な基礎研究の位置づけが非常に重要であると思ひます。

そこで、お尋ねしたいのですけれども、このたびの基礎研究推進制度について、科学技術庁の方では戦略的基礎研究推進制度というふうになっております。それに対して、文部省は日本学術振興会ですが、こちらの方は未来開拓学術研究推進事業というふうになっております。このたびの法改正で、この目的と業務のところを見ますと、「学術の応用に関する研究を行う」という言葉が追加されているわけですが、これらの、すなわち科技庁関係の戦略的基礎研究推進制度と文部省関係の未来開拓学術研究推進事業、これはどのように違うのかなというふうな思ふのです。この点をお伺ひいたします。

そしてまた、日本学術振興会の「学術の応用に関する研究」という言葉は、法文としても読んでいて何かちよつと変だなと奇妙な感じもいたしま

資金による未来開拓学術研究推進事業におきましては、将来の実用化につながることを期待される応用的な学術研究を推進することになっていくわけがございます。研究費の中にその目的において共通のものがある研究種目がございますので、今回の出資金事業の創設に伴いまして、科研究費の研究種目について整理をいたしました。

具体的には、先ほど申しましたが、科研究費の試験研究について、その目的において出資金事業で対応可能なものがございまして、このうち従来試験研究の対象としておりましたものうち、高額な研究につきましては未来開拓学術研究推進事業で対応するというふうな形で出資金事業と科研究費の区分けを行ったこととでございます。

それから、今回の目的の中には、御指摘のように産業界との協力、必要に応じてそういうものもやっていくということも入れてあるわけでございます。先生御指摘のように、日本学術振興会は相当地古から産業界と学界とがどのような分野でどのような研究をすることが有意義であるかというふうなことの具体的な研究をこれまで進めてきておったわけでございます。そのための委員会をたくさん設けておるわけでございます。

それで、それぞれの研究の成果につきましては、従来は理論的な研究にとどまっていたわけでございますけれども、今回このような出資金制度を産学協力研究委員会の検討の結果で、こういう分野についてはこういうプロジェクトで研究をすれば有意義な結論が出そうだというふうなことにございまして、この出資金事業の出資の対象にいたしました。その関係者で具体的な研究課題を選び、研究計画をおつくりいただいたり実際の研究を進めていただくというのを考えておりまして、この出資金事業の重要な柱の一つにしたいと思っております。

○石田美栄君 このたびの事業ですが、従来の科研究費に比べれば少額とはいえこういう費用がもらえるので、それはもたらした方が文部省としてもいいですが、なかなか科研究費と今度の事業との区分

もそうはつきりしないような気もいたしますが、でも、先ほどおっしゃいましたように、配分額にしても研究期間についても従来の科研究費よりはずっと優遇されております。本当にこの金額にしても従来のものと、これはもちろん人文・社会、いろんな分野が入りますからこういう配分、平均して二百四十万というふうな対して期間は一年から五年でしたが、このたびの事業は五千万から三億を予定して、平均一億、そして原則五年間ですから、ずっと優遇された制度で非常にいいこととあります。

それであればこそ、資金の使い方について、従来科研究費の方はかなり制約があったというふうな伺っておりますが、新しい制度については費用の使い方について制約が外されていくといふんどうかと思っております。例えば旅費だとか研究にかかわる人件費といつたようなことについてもどのように配慮されていくのか、お伺いいたします。

○政府委員(林田英樹君) 御指摘のように、今回の出資金事業につきましては、できるだけ研究者に使いやすいような形でお使いいただけるような使用方をしたいというふうに思っているわけでございます。御指摘の外国旅費も含めます旅費でございます。出資金の研究におきましてはお使いただけのようなことも今予定をしております。できるだけ研究に有効にお使いいただけるような制約の少ない形の研究費にしてまいりたいと思っております。

○石田美栄君 せっかく新しい事業でありますし、国の将来のかるこうした研究、いろいろな今までの弊害をできるだけにすよう、ぜひいい制度にしていただきたいというふうな思っています。本日この改正案が通過し、そして本会議を通れば成立するわけです。そうしますと、科技厅関係は補正でも費用が取れていて、もう既にこれに関連した、七年度といえますか八年度、募集も済んでいるようでありませうけれども、文部省関係のは

募集、選考等これからしていけるのだと思うんです。このたびは公募ではなくて、委員会の方で研究計画、企画立案されて、ある程度テーマの設定なども進めていけるんだと思えますけれども、またそしてその推進事業委員会選定の審査方法なども決めて発表されるんだと思えますが、現在のところこういってことについてはどの程度進んでいらっしゃるのか、お伺いできたらと思っております。

○政府委員(林田英樹君) 今回の制度は、一つは予算をお認めいただくことと同時に、この法律改正をお願いした上でスタートさせていたいただきたいということでございます。御指摘のように、省庁によりましてはこのような前提条件が整いまして一部既に具体的な活動を進めているところもあるわけでございますけれども、私どもといたしましては、この法律をお認めいただきましたら、できるだけ速やかに必要な作業が行われ、早い時期に研究活動に取り組めるように準備を進めてまいりたいと思っております。

これまでの間は内々で日本学術振興会におきまして、具体的なやり方、仕組みでございます。それから必要の審査に携わっていただく方々のリストアップというふうな形の内々の準備を進めておるわけでございますので、この法律改正をお認めいただきますれば、できるだけ早く事業委員会のメンバーを公表いたしました。また審査の基準というふうなこともできるだけ早い時期にまとめて公表できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○石田美栄君 そうしますと、企画立案という部分の研究の内容なんかについてはまだなんでもしょうか。私がいいますのに、そういう過程の中で、冒頭に申し上げましたように科技厅とは一味違った、学術振興会の方で進められる内容については科研究費の中で進んでまいりますけれども、さらにそれを補助するような形でもっと、そうすぐには役に立たないというか、未来を見据えたような、本当

に基礎研究、すぐには役に立たないけれどもという、そういう部分もより入れていただきたいなというふうな気持ちがありまして、もしそんなことが伺えたらと思ってお伺いいたしました。よろしくお願いたします。

さて、こういう情報の集約ですが、これだけのお金をかけてまずは五年間ですけれども、その結果の利用については省庁間の連携、今までもいろいろあったと思いますが、どのように行われてきていたのか。

特に、科技厅の日本科学技術情報センター、これ日本科学技術情報センターというので従来あったわけですが、今度科学技術振興事業団に含まれますけれども、情報センターとして科技厅の方には別個にございました。そして日本学術振興会との間でも今まで研究成果の情報交換というのとはどのように行われてきたのか、そして今後この新しい事業の研究成果などについてはどのようにしていけるのか。特に「科学技術創造立国」を目標して知的資産を形成するというところで、このたびの制度から特に情報集約、そして資料の作成、利用に供するというところで、どのようにしていけるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(林田英樹君) 研究成果につきましては、まともになりましたらできるだけ早く公表することをいたしていきたいというふうに思っております。これまで大学等で行われます学術研究の状況につきましては、文部省関係では学術情報センターというものがまさに学術関係の研究情報を収集し提供していくというふうな活動をいたしておるわけでございます。このセンターが今後ともそのような形で学術関係の情報を十分収集していく活動を続けていくようにしたいと思っております。日本学術振興会の事業によって得られた成果などにつきましても、学術情報センターによりまして適切な収集、提供ができるような方向で努力をしたいと思っております。

また、科技庁の日本科学技術情報センターとの間では、学術情報センターとこのいわゆるJISC S I Tとの間で、学術情報それから科学技術情報相互流通というようなことも仕組みとして持っているわけでございますので、それぞれの分野で得られました研究成果につきましては、必要な研究者等にできるだけ周知ができるような面での努力をしていく必要があると思っております。

それから、学術研究で得られたいろいろな特許等の成果を活用していくことにつきましては、従来から科学技術庁の特殊法人のお世話にもなりました、日本学術振興会がその橋渡しをするような活動というようなこともいたしておるわけでございますので、このような出資事業によります成果につきましては、できるだけ広く使われていくような努力もいたしたいというふうに思っております。

○石田美栄君 質問項目は終わったのでありますけれども、最後に文部大臣に、資源の乏しい日本の将来がかかっている学術研究、基本法に大きな期待がかかっている、基本法元年に当たって、基礎研究制度が一般会計からの補助金ではなくて、こういう出資金事業という形で行われるということについて、私は残念だという気もいたします。

研究成果を知的資産として蓄積するということが、苦肉の策の感がいたしますが、この研究成果が本当に蓄積されていって、地球規模の問題解決、そして新しい産業の創出、また二十一世紀への平和で豊かな国民生活の実現に功を奏する事業として成功してまいりますように、関係者の御協力、御努力を期待しているところでありますけれども、最後に、大臣のこの新制度への御感想、御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(奥田幹生君) 確かに、一般財源でノーマルな形でかなりの研究費が予算計上されるということが一番望ましいのかもわかりませんが、けれども、いろいろな要素が絡んで窮屈な財政運営でございますから、なかなかそうはいかないとい

うのが実情のようでございます。

いずれにしましても、せっかく去年の秋にくついでにいただいた科学技術基本法、そうして今、技術会議の方で内づけをしていただいて、もう一カ月ほどしましたらきつとまとまった御意見が、ちようだいでございよう、そういうところまで煮詰めていただいておりますので、まさにこの平成八年度というのは「科学技術創造立国」のスタートの年である。そのためには可能な限りの予算をつけて、中には研究をしていただいたら、それは実りの少ない分野もあるかも知れませんが、とにかく情熱を込めて各研究者の方に研究を進めていただくことが必要なんではなからうかと思っております。

とりわけ、これから東南アジアで日本が先進国並みの役割を果たしてまいりますためには、先ほど申し上げた分野、食糧とかあるいは人口問題以外に環境の問題も非常に大事でございます。そういう点での国内の研究、あるいは海外の学者もお招きしましての共同研究、それから科学技術の国際貢献ということも大事であろうかと思っております。私は、そういういろいろな研究の分野において多角的な研究をしていただいて、そうして何年か先には、やっぱりあのときこれだけの研究をして、これに人類の幸せ、生活の上に相当大きな貢献をしてくれたなと感謝されるような実績がいつの日かつかれることを楽しみにしておるわけでございますので、どうぞひとつ先生におかれても御理解をこの上とも賜って御協力いただきたいと思っております。

○石田美栄君 まだ一、二分あるようですけれども、終わらせていただきます。

○上山和人君 社会民主党・護憲連合の上山和人でございます。

本日、議題になっておりますのは、日本学術振興会法の一部を改正する法律案でございますけれども、私は、我が国の学術振興に大変深いがかわりを持つ問題であると思っておりますので、前回に続き

まして、海外の先生たちを我が国の国立大学等に雇用する問題につきましてお尋ねいたしたいと思います。

私に与えられた時間はわずか十九分でございますけれども、前回四十分をわたってこの問題に集中して御質問を申し上げました。それを踏まえながらきょうは締めくくりをさせていただきます。と思いますので、この締めくくりで提起をされております海外の先生たちのいろいろな面での精神的な御不安や生活上の御心配などが解消されればと願っておりますので、どうか大臣、局長、そういう観点で前向きな御答弁をいただきますように最初にお願いを申し上げます。

前回、四十分の質問を通して明らかになりましたことは、まず一つは、国立大学、公立大学に外国の先生たちを雇用する制度として二つの制度がある。一つは外国人教師制度、これは一八九三年、明治二十六年に創設された制度でありまして、既に一世紀余り経過している大変歴史の古い制度でございます。もう一つは一九八二年、昭和五十七年に議員立法で法律が制定されて導入されました外国人教員制度があるということでございます。この二本立ての外国人教員の任用制度があるということが明らかになったわけでございます。

そして、平成七年度で見ますと、この二つの制度のもとで外国人教師の皆さん、外国人教師の制度のもとで雇用されている外国人教師の数は三百八十六名、そして外国人教員制度のもとで雇用されている海外の先生たちは四百六十一名、平成七年度で見ますと、合わせて八百四十七名の海外の先生たちが我が国の国立大学、公立大学で働いていらつしやることになりました。

そして、三つ目に明らかになりましたのは、この二つの制度のもとで雇用されている海外の先生たちの身分の問題。これはなかなかわかりにくいんですけども、外国人教師の皆さんは国家公務員ではありますけれども、一般職、特別職のいずれにも属さない国家公務員として任用されてお

ます。一方、外国人教員の皆さんは一般職の国家公務員として任用されております。

この二つの制度の目的は何ですかとお尋ねいたしましたら、局長の方からは、おおむね大きく言って同じ目的ですとおっしゃいました。

そして、五つ目にはっきりしておりますのは、雇用形態について、外国人教師制度については一年契約・単年度更新の雇用形態になっていることと、外国人教員の先生たちは、これは別にそういった短期契約といったような雇用形態ではなくて、大学と当該先生方との間で話し合われて雇用期間等が定められる制度になっている。そういう雇用形態についてはかなりの差があるということがこの前の質問を通して明らかになりました。

そして最後に、給与面につきましては、一年契約・単年度更新という制度の不利な点と言えは語弊があるかもしれませんが、それを補うという意味もあって外国人教員の皆さんより教師の皆さんの給与の方が比較的優遇されているという実態が明らかになったのであります。

そこで、短い時間でありましたので局長に端的にお尋ねいたしたいんですけども、同じ目的であるのになぜ二つの制度が必要なのかという単純な疑問が起りますよね。今後ともこの二本立て制度を継続なさるおつもりなのかどうかということについて、局長、端的にお聞かせいただきたい。

○政府委員(雨宮忠君) 二つの制度を共通の目的と申し上げましたのは、大学に外国人の常勤的な職を迎えて、国際交流の推進やあるいは当該大学の教育研究の推進ということに役に立つという意味合いにおいて共通の目的を持つということで申し上げたわけでございます。

二つの制度、外国人教員、外国人教師それぞれ二つの制度があって、その違いについてはどうかということについては先生御指摘のとおりでございます。

それぞれの違いもございまして、また外国人教員の方は、一般の日本人教員と同じ立場で教授会にも出席できますし、要するに日本人教員と同じ

立場でやれるわけでございます。一方で外国人教師の方は、処遇上若干外国人教員の方よりは優遇されておられるわけですが、一年契約ということで、雇用する側にとりましては場合によって弾力的な契約期間ということで運用し得るといふメリットもございまして、待遇上のいい点もあるわけでございます。

私どもとしては、先ほど先生おっしゃいましたように、外国人教員任用法案が昭和五十七年にでき上がった際に、直後と言った方がいいと思えますけれども、両方の制度を足し込みまして三百十五名の外国人教員・教師があつたわけですが、その後二つの制度を通して、先ほど先生も御指摘になりましたように八百四十七名ということになっておるわけでございます。

申し上げたいのは、この二つの制度という存在を前提といたしまして、これだけ外国人の方々が我が国の国立大学に職を得るということによって今の姿があるということでございますので、私どもといたしましては両方の制度それぞれのメリットを生かしながら存続されるべきものだというように考えておるわけでございます。

○上山和人君 そうしますと、局長、今後の雇用計画ですね、この二本立ての制度を併存するという今の局長のお答えですが、この両制度のもとで、海外からは日本の国立大学等に海外の先生たちの数が非常に少ないという問題が指摘をされておることもありますが、今八百四十七名が両制度のもとで働いていらっしゃる、この数は今後必ず御予定があるのか、現状維持でおおむね継続されるのか、あるいは減らすという構想もあるのか、端的にちよっとお答えいただけますか。

○政府委員(雨宮忠君) 外国人教員の方につきましては、全体の定数の枠内のごさいますこと、それぞれの大学がどう採用するかということございまして、文部省が直接こうこうということではタッチするわけではございません。もちろん、国際交流上推進するという観点から外国人教員が大いに採用された方がいいという一般的なことはあ

るわけでございますが、個別についてどうこうということはないわけでございます。

一方で、外国人教師の方につきましては、年々予算を決めておるわけでございまして、これにつきましては年々若干ずつではございますけれどもふやしてきておるところでございます。

○上山和人君 そうすると、大体現状維持、ややふやしていきける傾向にあるというふうに理解してよろしいかと思うんですけれども。

そうしますと、そういう今後の雇用計画のもとで雇用していく場合に、二本立て、併存が雇用しやすい。つまり、雇用する側の立場で考えても、あるいは雇用される側の海外の先生たちにとっても、御希望やあるいは生活設計等に配慮する意味でも、御希望やあるいは生活設計等に配慮する意味でも選択しやすい、選択肢が一本であるよりも二本である方が選択の幅も広いし、雇用される側の海外の先生たちにとってもその方が都合がいい、だから併存するんだと、こういうふうにごさいますとお考えとして理解してよろしいですか。

○政府委員(雨宮忠君) 御指摘のとおりかと思えます。

○上山和人君 そうしますと、大体お考えはよくわかったんですけれども、私が前回御質問申し上げましたその発端になりましたのは、この問題を取り上げるきっかけになりましたのは、前回申し上げましたけれども、海外の当事者の先生たちから国立大学のアパルトヘイトとか、あるいはある日突然の解雇通告といったような表現でこの問題が提起をされ、あるいは告発をされたという経緯がございました。

そういうトラブルがなぜ起こったのか。今の制度の趣旨とか目的とか雇用形態、いろいろ局長からお聞きしてみても、前回もお尋ねして御答弁があったんですけれども、なぜその制度のもとでトラブルが起きるのかということについてはやはり理解しにくい問題もあつた。どうしてトラブルが起きたのか、局長、その原因を端的に整理してもらえますか。

○政府委員(雨宮忠君) 問題となつておりますの

は外国人教師の方でございますけれども、当初の雇用段階において、これは一年契約でございますので、一年ごとに本人とそれから学長の方で当事者同士がサインし合つて当該年度の雇用について確認し合うということになっておるわけでござい

ます。ただし、さらに雇用継続という場合にはそれが更新されると、こういう仕掛けになっておるわけでございますが、これについて、雇用の最初の段階で、あなたについてはいつまで雇用するよという全体の見通しというのを必ずしもきちつと言わない形でも、もつと言いますと、かなりずつと先まで雇用するというような期待を持たせるような形で、雇用の際にそういう状況があり、それについてある時点であなたについてはやめてもらいますよということが突然言われて、その当人の予測なり期待と雇用した側の意思とのずれ違ひと申しますか食い違ひと申しますか、それによつてトラブルが生じた、こういうふうに理解しておるわけでございます。

○上山和人君 そうしますと、制度の趣旨、内容が雇用時点で雇用される側の海外の先生たちに十分周知されていなかった、端的に言えばそれだけの理由として理解してよろしいですか。

○政府委員(雨宮忠君) 基本的にそういうことかと思つておるわけでございます。

○上山和人君 であるとすれば、これは容易に私には改善できることだと思つた。こんなトラブルを起さなくても、十分起こさないように改善できる問題だと思つた。今の教育の国際化、特に文部省がこれからイニシアチブをとつて高等教育の国際化あるいは教育全体の国際化が進められようとしているときに、海外からこういう国際的にも我が国に対する不信を招くような事態が発生しないように、これは最大限の努力をしなければならぬと思つた。

今までに、前回御質問申し上げましたように、きょうも一部触れましたけれども、そういうトラブルが発生しないように改善なさるお気持ちがあ

ると思つたけれども、そのお気持ちと、具体的に来年の四月以降、契約を更新するあるいは雇用を新しくするといったような場合に、同じようなトラブルを繰り返さないためにどのように改善されるお気持ちがあるのか、具体的に簡明にちよつとお聞かせいただけますか。

○政府委員(雨宮忠君) 先ほどトラブルの原因について申したことの裏返しになるわけでございませぬけれども、トラブルを避けるために、新しく雇用しようとするときには、相手方に対してかくかくの条件でおおむねこのぐらゐの期間、それは多少のずれは全体の教育研究計画の上で出てくるかとは思つたけれども、本人が見通しがつて程度の間と、期間というものをあらかじめ示してやり、それによつて当人の方の生活設計と申しますか将来の当人の先行きの見通しというものを得られるような形で示した上で運用していくというのが一つ重要なことだと思つた。

また、既に雇用されておつて契約を更新されている方々につきましては、ただ年齢が高いあるいは給料が高いということだけで機械的にそれによつて契約打ち切りというふうなことでなく、教員人事、これは教員に限らず人事については共通でございますけれども、何分にも信義ということが重要なわけでございまして、十分個別の事情もそんたくしながら慎重に対処していくと、こういう態度が必要なのではないかというように考えておるわけでございます。

○上山和人君 局長の御説明、内容もよくわかりました。端的に申し上げて、大学の側にも雇用計画がある、同時に海外の先生たちにもそれぞれの個人的な御希望やあるいは生活設計等の条件がある。それを調整しながら、あくまでも個人的ないろいろな面にも配慮しながら、表現は少し違ひましたけれども、両者が共通に十分話し合つて理解し合つた上で、新規の雇用者についても、更新者についても、一定の生活設計のめども立つ、日本在任の計画も立てることのできるように個人的ないろいろな問題にも十分配慮しながら、大学側と

個々の先生たちが共通に理解し合った上でこれからは雇用していくというふうな理解して端的によろしゅうございますか。

○政府委員(雨宮忠君) 御指摘のとおりかと思えます。

○上山和人君 それでは、この二本立て制度の将来については、これからさらに、あるいはいつかまた議論をしなければならぬ時期が来るかと思えますけれども、今起きておりますトラブルにつきまして、海外の当事者の先生たちから提起をされてきている問題につきまして、今の局長の御答弁によつてぜひ完全に解消していただきますように。これからのいろいろな機会があると思えます。大学関係者の皆さんの会議あるいは研修会等の機会がたたくさんあると思えますので、そういう機会を御活用いただいで、ぜひ今の局長答弁の趣旨を周知徹底されて、同じことが起きないように、そして我が国に対する国際的な信頼が高まるように。

とりわけ昨年一月の日米文化会議の席上でモントール大使が、アメリカを含めて海外の学者が日本の大学に余りにも少ないこと、そして日本の国立大学で終身雇用になつていないアメリカ人が十人しかいないということに遺憾の意を表明されていることもありますから、そういうものにもこたえられるように、局長、ぜひこれからは御努力を続けていただきたい。

最後に文部大臣、もう時間がなくなりました、三十秒で結構ですが、ひとつ御決意を一言。

○委員長(小野清子君) では、雨宮局長から先にお願いたします。

○政府委員(雨宮忠君) 今、先生御指摘の点でございますが、これまでも折に触れて大学側に対してはそれなりの説明をしてきたつもりではございませうけれども、先生の御指摘も踏まえまして、例えば来月、国立大学長会議があるわけでございませうが、そういう場も活用いたしまして、改めて指導の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(奥田幹生君) 私もモンテールさんか

ら十分先生の御要請と同じことを聞いておりますから、御趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思えます。

○上山和人君 終わります。

○阿部幸代君 基礎研究の充実策について質問いたします。

科学技術基本法に基づく年次報告が発表されておりますが、そこでは、「我が国の研究開発水準を主要先進諸国と比較すると、基礎研究分野においては立ち後れている」ということで、「基礎研究を抜本的に強化するため」、「基礎研究推進制度を本格的に実施する」としてあります。この基礎研究推進制度の中に科学技術庁を初め五省庁と並んで文部省の日本学術振興会を主体とした事業が挙げられていくわけですが、しかし、今回の日本学術振興会法の一部改正案では、振興会の目的と業務に「学術の応用に関する研究を行うこと」が追加されることになりました。基礎研究推進制度と言いつながら、「応用に関する研究を行う」というのは、矛盾を起しているのではないのでしょうか。

朝日新聞などはその社説で、研究活動のフロンティアを指すなら、企業主導の効率主義、役立つことから脱皮して基礎研究を重視せよとまで述べていますが、このことは科学技術基本法の精神にも合致するし、その任を最も担うのが文部省だと思つておりますが、なぜ応用研究なのか、時間がないので端的に答えていただきたいと思います。

○政府委員(林田英樹君) これは、前の御質問にもお答え申し上げましたけれども、「学術の応用に関する研究」と申しましても、ごく限られた分野を除きまして基礎研究につきましても応用的な性格のあるものにつきましては含まれると考えておるわけでございまして、御指摘のように文部省は大学におきます学術研究を振興する大変重要な役割を持つておりますので、御指摘のような基礎研究に重点を置いた形での運用を図つてまいりたいと思つております。

○阿部幸代君 結局、本来的な意味での基礎研究

というのは、学術振興会とかあるいは科研費の配分にかかわる学術審議会のいわばふるいにかけられることのない、研究者の自主性に基づく本来の基礎研究を進めるといふ意味では、財政的には教官当たり積算校費によつて賄われていくのだと思つておられます。

この校費なんですけれども、一九八一年から九一年間単価が据置き置かれ、厳密に言いますと一九八三年は減額されました。こういうこともあって、今日、一九七〇年と比べるとせいぜい二倍程度にしかふやされていません。この間の物価上昇率がおよそ三倍ですから、いかに低い水準かがわかるんです。

この校費の現場における実態なんですけれども、産経新聞社会部編の「大学を問う」の中に東大理学部・物理学教室の九〇年度の例が出てきます。

物理学というのは基礎の中の基礎であると思うんですけれども、校費の中で研究室に回つてくる分は、大学本部、学部の事務局運営費、こういうものを除くとたつたの二六%、百九十二万三千円。支出の方は、液体窒素・ヘリウム八十万四千円、投稿用論文印刷代十三万六千円などなど、二百三十九万四千円、四十七万一千円の赤字です。東大は、大学院重点化により校費が増額されてきていますが、院生の増加による経費増などに使われて光熱費など必要経費を除くと研究室分は相変わらずほとんど残らないと言います。天下の東大すらこういう状況です。頼みの綱の科研費も申請課題数の約三割しか採択されていませんし、これは必ずしも自主的な基礎研究費とは言いがたいものです。

基礎研究充実のための校費の増額は、大学の使命を果たすためにどうしても必要ではないのでしょうか。国大協が倍増を要求して既に久しいのですが、これは大臣の決意を伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(奥田幹生君) 今、東大の物理のお話を聞かせてもらいましたけれども、私はこの間は

かの要件で京都大学へ行きましたときにいろいろ聞きまして、これは医学部の方でございましたけれども、先生のお話とは逆に非常に感謝されておる。一千十八億円の真水の研究費ですね、ことし初めて平成八年度一千億円に上つたわけですが、これ、それから、これは人件費、施設費を含めての話ですが、ことしは大体二兆六千億円ぐらいに、平成四年の場合が二兆一千億円が今日まで四年間に五千億円ぐらいいふえておるんですね。こういう点においては非常に感謝されております。

ただし、日本が資源を持たない、「科学技術創造立国」を名実ともに歩み続けるためにはこれだけで十分というわけにはまいりませんから、さらに上積みを図つていかなければならぬと、私はそういうふうに理解をしております。

○阿部幸代君 学術振興会が主体となる事業の資金とかあるいは科研費とか、こういうものも大いに活用していただいて欲しいと思つておられますけれども、科研費については今述べたように申請の三割ですからね、採択率が。ですから、まだまだ不十分だし、そういうふうなにかげられるという意味では本来的な基礎研究を担う財源であるとは言いがたいわけでは、やはり校費の増額がどうしても必要だし、これは国大協の切実な要望でもあったと思つておられます。ぜひ校費の増額に力を注いでいただきたいと思います。

時間が少しあるのであと一つ質問しますが、学術研究の発展のためには研究者や大学等の自主性が尊重されるというのが当然であり、これは科学技術基本法でも特に配慮をされております。そこで伺いたのですが、学術振興会が直接研究を行う場合も、あるいは研究を委託する場合も、学術振興会の意向は強く働くことになりませう。その際、研究者や大学等の自主性の尊重につながる公平さ、これをどのようにして確保しようとしていくのか。特に研究テーマ、研究プロジェクトを企画選定するという分野別専門委員会あるいは事業委員会のメンバーや研究テーマ、研究プロジェクトの決め方、研究主体となる研究者やグ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野清子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

五月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての定時制・通信制高校生に対する教
科書無償・夜食費の国庫補助の堅持に関する
請願(第一三二五号)

一、小・中・高校三十五人以下学級実現、教職
員の大増、教育条件の整備充実に関する請
願(第一三二七号)

第一三二五号 平成八年五月八日受理

すべての定時制・通信制高校生に対する教科書無
償・夜食費の国庫補助の堅持に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂四ノ一五ノ
二ノ二〇二 水品桂子外十九名

紹介議員 阿部 幸代君

文部省は、すべての生徒を対象とした教科書無償
給与と夜食費に対する国庫補助制度を変え、対象
者を「二年生以上は原則としてパート・アルバイ
トを含む有職者に限定する」とし、平成八年度か
ら実施することを昨年三月二十八日付けで各都道
府県に通知した。不安定なアルバイト就労は認定
の仕方が難しく、また、病人看護や家事手伝い、
家庭の主婦、年金生活者などは「働けないことの
証明」を取りにくく国庫補助が受けられない可能
性もある。心身に障害があり働けない生徒は、障
害者手帳の写しや医師の診断書を出さなければな
らず、人権にもかかわる重大な問題である。同じ
教室で学ぶ生徒たちの間に、教科書や夜食費の国
庫補助を「受けられる者」と「受けられない者」
とをつくり出すことは、差別や疎外感を生み出
し、「いじめ」などの原因にもなりかねない。「子

どもの権利条約」は、教育費の無償化を掲げてい
るが、国庫補助対象の限定は世界の流れにも反す
る。ついでに、定時制・通信制に学ぶ生徒の学習
や勤労、生活上の様々な困難を克服し、教育を充
実させていくため、次の事項について実現を図ら
れない。

一、文部省が平成七年三月二十八日に発した国庫
補助実施要領を見直すこと。

1 定時制・通信制高校に在学するすべての生
徒に対し、教科書無償給与に関する国庫補助
を従来どおり行うこと。

2 定時制に在学し給食を希望するすべての生
徒に対し、夜食費の国庫補助を従来どおり行
うこと。

二、全日制を含め、すべての高校生に対する教育
費の無償化を目指すこと。

第一三二七号 平成八年五月八日受理

小・中・高校三十五人以下学級実現、教職員の大
増、教育条件の整備充実に関する請願

請願者 京都府長岡京市天神三ノ一四ノ五
宮崎真理外百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

今なお後を絶たない「いじめ自殺事件」、不登
校・登校拒否・中途退学の広がりなど、子供と教
育をめぐる事態は深刻の度を増し、この背景に
は、小学校低学年からの徹底した「詰め込み教
育」とますます激しくなる受験競争がある。それ
だけに今、学校を学ぶ喜びと友情を育てる場に
し、すべての子供たちに基礎学力を保障するため
に三十五人学級の早期実現、教職員の大増、増
大する教育費の父母負担の軽減、受験競争の緩和
など教育諸条件の抜本的改善は緊急課題となつて
いる。命と人権を大切にすることを教育の実現は、憲
法・教育基本法の要請するところでもある。つい
ては、次の事項について実現を図りたい。

一、小・中・高三十五人以下学級(高校は普通科な
ど三十五人、職業科三十人、定時制二十人)を
早期に実現すること。

二、希望するすべての子供に高校教育を保障する
こと。希望するすべての障害児に発達と障害に
応じて、義務教育終了後の教育を保障し、充実
させること。

三、教科書無償制度を守るとともに、教育費の父
母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てる
こと。また、義務教育費国庫負担制度を守り、
私学助成を大幅に増額すること。

四、一人一人が大切にされる教育が進められるよ
う、すべての学校の教職員を増やし、教員の持
ち時間数を軽減すること。

五、学校の建物などの安全点検と必要な補強・改
修を行い、地震・防災対策を強化すること。

第七号中正誤

ページ 段行 誤 正
八 三 終わり であろうか、 でしょうか、
三 三 三 であろう。 でしょう。

平成八年五月二十七日印刷

平成八年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0